

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(金費の場合) 支出先法人が定める金費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(金費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人腐食防食学会	1010005003260	学会等負担金	138,300		令和元年5月17日 他7件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益財団法人つくば科学万博記念財団	1050005010724	研修費	183,220		平成31年4月5日 他2件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人高分子学会	2010005018860	学会等負担金	1,010,960		平成31年4月5日 他31件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人高分子学会	2010005018860	施設利用料	194,400		令和元年9月13日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本磁気学会	3010005016896	学会等負担金	483,000		平成31年4月5日 他15件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人応用物理学会	3010005017052	学会等負担金	4,181,153		平成31年4月5日 他36件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本ガスタービン学会	3011105004774	学会等負担金	348,190		令和元年7月12日 他4件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益財団法人高輝度光科学研究センター	3140005020349	施設利用料	13,173,510		令和元年5月17日 他24件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人低温工学・超電導学会	4010005016747	学会等負担金	829,000		令和元年6月14日 他13件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益財団法人日本生産性本部	4011005003009	研修費	281,600		令和2年2月21日 他1件		公財	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本材料学会	4130005012412	学会等負担金	333,500		平成31年4月5日 他15件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人電気化学会	5010005018107	学会等負担金	808,000		平成31年4月5日 他21件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人土木学会	5011105004847	図書費	157,160		令和元年6月21日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本金属学会	6370005000044	学会等負担金	1,406,600		平成31年4月5日 他32件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本金属学会	6370005000044	図書費	1,308,348		令和元年6月21日 他10件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本化学会	7010005016422	学会等負担金	1,017,500		平成31年4月5日 他19件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本化学会	7010005016422	施設利用料	350,000		令和元年11月29日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本表面真空学会	7010005017940	学会等負担金	341,000		平成31年4月12日 他13件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本表面真空学会	7010005017940	施設利用料	113,000		令和元年11月22日		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本アイソトープ協会	7010005018674	研修費	133,940		令和元年8月9日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人発明協会	7010405009918	特許印紙予納金	10,000,000		令和元年8月2日 他1件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本分析化学会	7010705001780	学会等負担金	144,000		令和元年5月24日 他7件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本セラミックス協会	8011105004638	学会等負担金	1,511,000		平成31年4月5日 他23件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本セラミックス協会	8011105004638	図書費	354,506		令和元年11月1日 他2件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本顕微鏡学会	9011105005429	学会等負担金	322,000		平成31年4月5日 他17件		公社	国認定
文部科学省	物質・材料研究機構	2050005005211	公益社団法人日本顕微鏡学会	9011105005429	施設利用料	266,000		令和元年5月10日 他1件		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特別民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「金費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める金費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。